

第2回教育委員会定例会議事要録

詳細—教育部庶務課 電話03-3981-1141

附属機関又は 会議体の名称	教育委員会定例会	
事務局（担当課）	教育部庶務課	
開催日時	平成29年2月15日 午前9時	
開催場所	教育委員会室	
出席者	委員	三田 一則（教育長）、藤原 孝子（教育長職務代理者）、菅谷 眞、樋口 郁代、北川 英恵
	その他	教育部長、庶務課長、学務課長、学校施設課長、指導課長、教育センター所長、統括指導主事2名
	事務局	庶務課庶務グループ係長、庶務課庶務グループ係主事
公開の可否	一部公開 傍聴人0人	
非公開・一部公開 の場合は、その理由	報告事項第10、11号については、人事案件のため、非公開とする。	
会議次第	<p>協議事項第1号 平成29年度小学校入学式への教育長及び教育委員の出席について</p> <p>協議事項第2号 子どもスキップ条例の改正について</p> <p>報告事項第1号 子どもスキップ組織再編に伴う関係規定の整備について</p> <p>報告事項第2号 平成28年度教育委員会後援名義使用の承認状況について（第3四半期分）</p> <p>報告事項第3号 としま教育タウンミーティングの開催について</p> <p>報告事項第4号 「ランドセルは海を越えて」キャンペーンの実施について</p> <p>報告事項第5号 区立小・中学校、幼稚園におけるインフルエンザの流行状況について</p> <p>報告事項第6号 第8回中学生「東京駅伝」大会の結果について</p> <p>報告事項第7号 平成28年度 豊島区教育委員会児童・生徒等表彰審査結果について</p> <p>報告事項第8号 平成29年度豊島区予算重点事業</p> <p>報告事項第9号 三田一則教育長の執務報告 （平成29年1月26日～平成29年2月15日）</p> <p>報告事項第10号 臨時職員の任免について（学校事務補助職員）</p> <p>報告事項第11号 臨時職員の任免について（学校開放管理員）</p> <p>報告事項第12号 平成29年度隣接校選択制の申請状況について</p>	

第2回教育委員会定例会議事要録

開催日 平成29年2月15日

開催場所 教育委員会室

事務局)

委員の皆様、全員お揃いでございます。本日、傍聴希望者はございません。宜しく願いいたします。

三田教育長)

分かりました。

皆様、おはようございます。只今から第2回教育委員会定例会を始めたいと思います。

本日の署名委員を申し上げます。北川委員。

北川委員)

はい。

三田教育長)

菅谷委員。

菅谷委員)

はい。

三田教育長)

どうぞ宜しくお願いいたします。

協議事項に入る前にご報告いたします。先週、先々週と研究発表会やセーフスクールがありました。教育委員の皆様には大変ご足労いただき、学校が本当に頑張っている様子を見ていただきまして、ありがとうございました。

色々な感想があるかと思います。協議の中、あるいはその他色々な機会を通じて、私共あるいは学校に対して、ご指導いただければと思いますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

(1)協議事項第1号 平成29年度小学校入学式への教育長及び教育委員の出席について

三田教育長)

早速、案件に入りたいと思います。

協議事項第1号、平成29年度小学校入学式への教育長及び教育委員の出席について、お願いします。

<庶務課長 資料説明>

三田教育長)

説明が終わりました。ありがとうございました。

高野区長と教育委員の配置について、どういう考え方で、その学校を決めるのか、考え方をもう少し説明していただけますか。

庶務課長)

高野区長におかれましては、これまで、周年等の式典があった際に行っている学校を除き、これまで行っていない学校や、校長会会長の方がいる学校へ行っていただきます。また、教育委員におかれましては、やはり学校の特徴をご覧いただきたいと思います。新校、例えば小中連携校におきましては、樋口教育委員の知見を踏まえてご覧いただきたく、また仰高小学校を始めとするセーフスクールで認証を取得した学校には励ましの意味も込めて、教育長に行っていただきたいと思います。今年度、周年行事があるところは、高野区長をはじめ、教育委員も出席いたしますので外します。以上のような方法で、最終的に同じ学校に行かないように、高野区長、三田教育長、教育委員はバランスよく決めさせていただいております。

三田教育長)

原則、退職校長と校長会長のいる学校へ高野区長に最優先で行っていただいております。退職校長がいる学校、再任用の校長がいる学校など状況は様々ですが、ある程度の序列をつけ、委員に割り振り、行っていただいております。その他の学校については、庁内の部課長で分担をしてお願いをしております。

学校側としても、教育委員が来るということは、大変嬉しく、名誉なことで、地元に対するアピールにもなります。出来るだけ卒業式、入学式をバランスよく行っていただきたいと思います。また、今課長より説明がありましたが、その時々課題や人事異動に伴う校長の交代等をきちんと見る必要があります。全体を見渡しながら事務局で詰めたものが今日の案ですので、これから色々なご意見を頂戴したいと思います。

まず、今まで小学校の入学式には教育委員も事務局職員も出席せず、学校だけで執り行っていました。それは小学校1年生にあまり無理を掛けたくないという学校への配慮からでした。しかし、実際は区議会議員や地元の議員が出席しており、なぜ教育委員会は来ないのかという意見をいただくこともありました。そこで、やはり卒業式・入学式は大変重要な儀式であり、子供の成長にとっても大きな節目となる時に、設置者である区及び教育委員会が様子を見守りながらメッセージを発する必要があるのではないかという先般の教育委員会の議論を受け、事務方でも議論をし、今回こういった提案に至ったということでございます。

校長連絡会では校長会との事前調整もしていると思いますが、どのようになっているのか補足していただけますか。

庶務課長)

校長先生には、校長連絡会がこれからですので、その場で報告する予定でございます。

三田教育長)

調整しますか。

庶務課長)

調整いたします。校長会としては、教育委員に出席いただくことを歓迎していただける

と思います。

三田教育長)

また、先月の校長連絡会において、式でステージを使う、使わないの話が出たと聞いています。

指導課長)

卒業式、入学式は学習指導要領の特別活動の学校行事、儀式的な行事の一つとして、子供達に厳粛、そして儀式というものを身に付けさせるという意味で、卒業式においては全ての学校で、壇上を使うことをお願いしております。小学校の入学式においては、22校中8校がまだ舞台を使わずに実施をしていますが、来年度は全校が舞台を使っの入学式を実施していきたいという旨を先月の校長連絡会で話しました。

また、2月1日の定例校長会において、全ての校長に対して、同じような内容で、来年の入学式の方向性について教育委員会の見解を述べさせていただきました。

三田教育長)

以上のような経過を踏まえて、今日のこの提案だということでございます。それでは、ご意見頂戴したいと思います。

藤原委員)

ありがとうございました。

入学式については、教育委員が子供達の入学をお祝いをするのは当然だと思いますので、大変ありがたいと思っています。

また、先程ご説明がありました入学式の舞台での実施について、校長連絡会、また校長会等での校長先生の反応はどのようなものだったのか、お聞かせ願いたいと思います。

三田教育長)

それでは、指導課長。

指導課長)

校長連絡会におきまして、代表の校長先生には趣旨を十分理解していただきました。また、定例校長会におきまして、平場で実施している二つの小学校の校長先生より、来年度からはきちんと舞台を使って実施をしていくという内容のお話をいただいたところでございます。残り6校につきましては、まだ反応がこちらには届いていませんので、改めて各学校の方に確認をとっていきたくと考えております。

藤原委員)

ありがとうございました。

反応のない学校につきましてはきめ細かにきっちり確認を取り、確実にどの学校でも舞台で実施されることを期待します、宜しく願いいたします。

もう一つ、入学式に部課長や教育委員が出席することにあたり各学校が懸念していることは、時間が延びてしまうということだと思います。祝辞については、あるのか、ないのか、また内容についてどういう計画でいらっしゃるのか、お伺いいたします。

庶務課長)

これまで現場からは、小学校の入学式は、小さなお子さんが長時間に渡って儀式をすることが厳しいという意見がありました。

今回は、そうした意見も踏まえて、紹介やお祝いのメッセージ等もコンパクトに行い、なるべく時間をかけないような時程を考えてございます。お祝いのメッセージにつきましても、出来るだけ短く熱い思いを語って、ご祝辞いただくような内容を今考えているところでございます。

三田教育長)

藤原委員、どうぞ。

藤原委員)

ありがとうございます。

保育園や幼稚園の卒園式などを見ていますと、子供達はかなり成長していますし、きちんと人の話も聞けるようになっていきます。ですので、小学校1年生だから出来ない、分からないという感覚ではなく、子供達の成長に合わせた祝辞というものがあると思いますので、その点を是非考慮していただきたいと思います。

私からは以上です。

三田教育長)

ありがとうございました。

幼小連携プログラムのスタートカリキュラムやアプローチカリキュラムの中できちんと位置付けて行っていきます。儀式的行事というのは、保育園でも、幼稚園でも、幼児期の子供達は、儀礼的行事をきちんとやってきています。ですので、小学生に出来ないということはないと思います。これは受け入れる側の問題だと思いますし、幼児の成長過程全体を見ない議論というのは、全くナンセンスだと私は思います。遠慮しながら鏝迫り合っているようなやりとりは本来の指導ではないと思います。

その他どうでしょうか。

菅谷委員)

私がPTAを務めていた時、学校からは、入学式、卒業式、運動会には必ず出て欲しいと依頼されました。つまり、入学式というのは、それだけ学校にとって本当に大事な行事であると思います。

ですから、私が教育委員になった時、小学校の入学式も行かなければならないだろうと思っていましたが、実際は無かったので、実はほっとしました。なぜなら、日程が続いており、仕事を休む必要があったからです。逆に入学式というのは子供達、あるいは保護者にとっても非常に重要であり、教育委員会がそこを重視しているということを地元の方にも分かっていたくには、教育委員が出席するのが非常に良いと思います。

私は、本当は入学式には出てあげた方が良いと思っておりました。ですから、今回の趣旨については大賛成です。

教育委員から、そういった意見が出たということを説明の時に言っていただければありがたいと思います。

三田教育長)

ありがとうございました。

北川委員、いかがですか。

北川委員)

私も教育委員になる前にずっと近隣の小学校の入学式に参列しておりまして、子供達の様子を見ていますと、例えば来賓の方が「入学おめでとうございます」と言うと、誰が教えた訳でもないのに、1年生は必ず「ありがとうございます」ときちんと挨拶していました。ですので、時間を短縮ということも非常に大事ですが、私達が入学をお祝いしているという気持ちをお伝えするためにも、こちらから祝辞を是非述べさせていただけたら思っております。どうぞ宜しくお願いいたします。

三田教育長)

ありがとうございました。

それでは、樋口委員いかがですか。

樋口委員)

前回のお話を受けて、すぐにこのように改善していただきましたこと、本当にありがとうございます。清新な雰囲気の中で厳粛な儀式的行事をすると学習指導要領には書かれておりますし、その意義を何年目の校長先生であろうと分かっていたきたいと思っていたところです。こうして、きちんと校長会でご指摘、ご指導いただいたことをありがたく思っております。子供たち、保護者にとって、素晴らしい卒業式、入学式となることを、その一端を担えることを嬉しく思っております。ありがとうございました。

三田教育長)

どうもありがとうございました。

この議案は、私達が発議して、事務方がそのように対応してくれたということで、これについては全面的に了承ということで宜しいですか。なお、校長先生と学校の受け入れ態勢の問題や、コンセンサスも今後は必要になってくるかと思しますので、十分、校長会や地域の学校運営協議会などの場でも教育委員会の考え方がきちんと伝わるように、庶務課や指導課を通して、対応していきたいと思います。

それでは、この件は終わりにしたいと思います。

(委員全員異議なし 協議事項第1号了承)

(2) 報告事項第12号 平成29年度隣接校学校選択制の申請状況について

三田教育長) 続きまして、報告事項の第12号の平成29年度隣接校学校選択制の申請状況についてお願いします。

<学務課長 資料説明>

三田教育長)

ありがとうございました。

報告が終わりましたので、これらについてご意見をいただきたいと思います。

その前に私から質問させていただきます。実施結果について、選択肢の4番、保護者がどういう形で選択したのかという理由を記入するようになっていたと思います。今までこの部分の報告を聞いたことがなかったので、今回こういった理由を出していただいて良かったと思います。例えば、去年まででしたら子どもスキップを理由に学校を選択するという場合もあったと思います。来年度より全校で7時まで時間延長を行い、教育委員会へ所管を移すということが、十分保護者に行き渡っていなかったのではないかと思います、いかがですか。

学務課長)

今までも、全員が書いてくださっている訳ではございませんが、選択した理由を記入していただき、集計はしておりました。今までは、スキップが理由となっていることは、少ないですがありました。

ただ、今後は全ての学校で7時まで延長することになりましたので、それを理由に自分の住んでいる所から少し遠い所にわざわざ学校を変えるような苦労は減ると思っております。

今回、7時延長するということが決まったのが隣接校選択制の申請を受けた後でした。既に7時まで延長していた学校を希望された方は、73名いらっしゃいましたので、そちらの方に対しては全校で行いますので、もしそれを理由に学校を希望されているのであれば、取り下げもできますというご案内もお送りしました。結果、それを理由に取り下げた方は1件だけございました。子ども課とよく連携をして、途中でアナウンスも入れておりますので、概ね、全ての学校でスキップが7時に延長するということは周知されていると思っております。

三田教育長)

事務方の方で、色々な配慮をしていただいて良かったと思います。ありがとうございました。

この件について、ご意見いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、樋口委員。

樋口委員)

ありがとうございます。

来年度の学級数が出ていませぬので小学校も中学校も学級の増減がよく分かりませんが、例えば仰高小学校は予定数が70人ですが、35人学級を基準とした場合、今年度と学級数がもしかしたら変わるかもしれないという懸念があります。

三田教育長)

はい、学務課長。

学務課長)

こちらで記載している進学予定者数は、隣接校選択をした段階での数ですので、まだ学級数ははっきりとは分かりません。ただ、私達としては単学級になることは避けたい思いがあります。

先程も申し上げた通り、小規模校に関する動きには、非常に注意している所です。今のところ小規模校については、大丈夫だと把握しています。また、私立に流れる分も数から引いていませんので、学級数はもう少しお待ちいただければと思います。

樋口委員)

ありがとうございます。

隣接校にスポットを当てた表であることはよく分かっております。その上で、指導課との連携の中で、教員の数など、非常に微妙な所がどんどん出てくるかと思えます。おそらく連携をきちんと取りながらやっていただいていると思いますが、教員にとっても学校にとっても、クラス数は非常に大事な要素になっていくと思えますので、間違いの無いようにこれから進めていただければと思います。これが1点です。

それからもう1点。先程の課題の中で、抽選の隣接校を選んだことと、指定校変更のことで、課長も非常に悩まれたという発言をされていましたが、お聞きして、私もそのとおりだと思うところがあります。どういう手順で、どのように進んでいくのか、私も不認識の部分があります。抽選で落ちた後、どういった理由で指定校変更が可能になるのでしょうか。一つ例を教えてくださいましたら嬉しいです。

学務課長)

基本的には指定校変更、区域外就学については非常に厳しく対応しております。なおかつ抽選をしている学校については、抽選で落ちてしまった人がいる訳ですから、余程の事情がない限りはお断りをするケースの方が多いです。ご家庭の事情、例えば保護者の方が何箇所かでお仕事をされていて、夜遅くにならないと子供をキャッチできないためその学校しかないなど、余り例が良くないかもしれませんが、そういうケースがございます。全体の数としてはそう多くはないです。

それから、中学校に上がる子について、例えばいじめや不登校などの事情で、どうしても教育的な配慮が必要であると小学校からの意見があったり、指導課からの話があったりしますと、変更することもあります。基本的に変えることはありません。たまたま抽選で受かったという部分と、それなりに理由はあるという部分とのバランスが非常に難しい所ではあります。

樋口委員)

どうもありがとうございました。

非常にデリケートな問題でございますし、不登校、いじめ等の対応は当然だと思いますが、居住実態がないのに、得をするような事が絶対無いように宜しく願いしたいと存じます。

三田教育長)

昨年度も問題になりましたが、私は指定校変更が優先事項だと思います。選択制の中で抽選を行った後に、「自分はこういう事情を抱えているから」と指定校変更の願い出があります。ここに書いてあるように、理由を問わず選択できるという部分で入った人と、理由があるのに落とされた人がいるということは、保護者の立場では当然不服が残るということなので、その順番を変えるということです。教育的な配慮や、様々な安全上の配慮をしなければいけない事情を抱えているケースをどのように解消していくのか、そのやり方が今のままでは良いのか、問題があるのではないかとということで検討しました。ところが、技術的、時間的なことでどうしてもできないという問題、経過があり、今のようなデリケートな答弁になっているのですが、ただ、このままで良いのかという疑問は、私も残っています。

その事について、委員の方から意見をお聞きしたいと思います。保護者や、場合によっては議員からもご意見をいただくということもありましたので、そういった実態があるということを知っていただいた上で、もしご意見ありましたらお願いします。

1件1件、私どもの課長の方から報告があつて、最終的にどういう判断をしたらいいかということを確認しながら、丁寧にやっていますが、ケースによっては長期的な配慮が必要なものも、抽選で入れる枠が決まっているわけですので、その場合に余裕枠を残して、そういう措置ができるようにすべきなのか、ぎりぎりに入れて、何とか維持できるようにしていくのか、その辺のところは、課長としては、非常に悩ましいところだと思います。

意見がなければ、経緯も含めて、考え方を説明してください。

学務課長)

そもそも、指定校変更制度というのがあつて、それをもう少し弾力化したのが隣接校選択制ということになっております。それと、指定校変更というのは、入学通知を出して、指定した後でないと変更できないという性質の制度です。これをもう少し改善することであれば、指定校変更の基準をもう少し考え直すか、あるいは入学通知を早く送ってしまうなど、方法は色々あると思いますが、ただ、技術的にはなかなか難しいです。指定校変更の基準をもう少し緩くした場合に出てくる問題もあるでしょうし、基本的には学区の学校に通っていただくというのが原則だということを抑えた上で、どれだけ、それぞれの個別の事情に応じて出来るのかというのは、非常に難しいと感じております。

ただ、先程、教育長もおっしゃったように1件1件、かなり注意して、検討しておりますし、必要に応じて、保護者の方にもう一回来てもらって、ヒアリングも行った上で、決定しておりますので、隣接校の抽選との兼ね合いでは、非常に不満も残る方もいらっしゃることは、いらっしゃいますが、指定校変更の基準に照らして考えれば、学区の学校に通っていただくのが、本来の筋ではないかということで、ご説明をしていくような形になっております。

三田教育長)

どうぞ、藤原委員。

藤原委員)

ありがとうございました。

非常に悩ましいことだと思います。指定校変更の理由について、様々な保護者と子供のわけありの状況をどこで区切って、これは丸、これは三角、これはバツというように仕分けていくという、そのところが非常に困難な状況かと思っています。例えば、小学校のお子さんが中学校に上がる時ですと、小学校の時の担任の先生から、色々な学校の情報が入ります。ただ、小学校に上がるお子さんについては、その前の幼稚園や保育園の色々な情報とか、収集する必要もあるでしょうし、色々な面で、非常に困難だろうと思います。ですので、いじめ、不登校、基本的なことを配慮しつつ、地域の学校に基本は行っていただくという線を堅持しながら、やっていくしかないのかと思っていますところ。

以上です。

三田教育長)

ありがとうございました。

この件については、学級の定数が今、ちょうどバランスよくいっている中で一部突出した学校の事情を抱えているということで、今日のところはご理解いただいて、今後の課題とさせていただいているので、引き続き、検討して参りたいと思います。

それでは、教育部長。

教育部長)

先程の学務課長に少し付け足してお話させていただきます。まず、指定校変更制度というのは、法律に基づいた制度です。その前にある隣接校選択制度というのは、法的にはありません。要するに居住地のところの学校に行くことが法律で決まっていますけれども、それを弾力化した制度が隣接校選択制度です。文部科学省が言っている、指定校制度の弾力化ということです。どういった理由でも抽選で決定し、それを踏まえて各区市町村は、その子はそこの学校に行きなさいという指定校通知を出します。それに基づいて、変更するのが申請制度です。したがって、指定校通知の後に隣接校選択制をとというのは法的に難しいです。要するに理由がなく、希望で変えるということは、法的にはあり得ません。まず指定校を決める上で、色々な学校に行けるという弾力化をして抽選をした結果、区市町村が認めて、そこの指定校の通知を出します。それを踏まえて申請を出すという流れです。これを後先変えるというのは少し難しいという見解でございます。

学務課長)

指定校変更の基準でどうしても保護者の利便性だけ、それほどの理由ではないというようなものについては、お断りするケースがあります。ただ、保護者の側からしてみれば、自分には理由があるという思いがあるので、ご不満を持つ方もいらっしゃると思っています。なるべく、1年生が良いスタートを切れるように学務課としても、保護者の方に色々お話を聞いて、やっていきたいと思っています。

三田教育長)

ありがとうございました。

それでは、この件はそういう格好で今後色々な検討も含めて、制度的には救済しているが、そういった矛盾もあるということでご理解いただきたいと思います。

それからもう一つ、小規模校である朝日小学校と池袋小学校は、昨年に引き続き単学級ということで、児童数が相変わらず学校に戻ってこないという現状があります。一時、長崎小学校と朝日小学校が2学級になって良かったという話もありましたが、また元に戻っています。教育委員会としては、小規模校支援ということでずっとやっていますので、これは学務課だけの話ではなくて、指導課や学校施設課や庶務課が小規模校にどういう支援をしているのかという点で、議論が必要であると思います。特に池袋小学校は外国籍の子供達も多く、様々な場面で支援が必要となっています。通訳やタブレットを活用することを取り入れて新規事業に入れていますが、トータルでこの問題について、どう考えたら良いのかということをごきちんとして議論しておきたいと思います。

今日は感想なりご意見なりということで良いと思うのですが、保護者や地域の実態に対するご意見に対して、本当に小規模校支援ができてきているのか。そういう学校の対策はトータルマネジメントできているのかということです。議論しておく必要あるのではないかと考えていますので、ご意見いただきたいと思います。

藤原委員、どうぞ。

藤原委員)

私も、池袋小学校の外国籍のお子さんが多い実態について、地域のPTAからも色々なお声があることは聞いていました。なぜPTAに入らなくてはいけないのか、あるいは活動の趣旨を伝えてもなかなかご理解いただけないので大変だということです。そのため、池袋小学校の要請に応じて、新入学児童の保護者会が2月か3月に行われますが、教育センターから通訳を派遣して、保護者の方たちにも学校の側の趣旨が伝えられるように配慮していたと聞いています。

今後のことですが、やはり、保護者の方たちの不安を取り除くには、チーム学校の考え方に基づいて、池袋小学校に対する通訳の派遣だけで良いのかどうか、やはり学校のチームの一員として、通訳できる人が常にいて、保護者や子供たちの不安に応えられるような、そういったシステムも今後、考えていく必要があるのではと覚っているところだす。

以上だす。

三田教育長)

ありがとうございました。他にいかがだすか。

それでは、センター所長の方で、色々に関わりがあると思いますので、ありましたらお願いしだす。

教育センター所長)

池袋小学校につきましては、週に3日、教育センターの非常勤の職員が行っております。

通訳だけではなくて、翻訳の仕事もしています。つまり、通知文も全て中国語に直して、お伝えできるようにしています。今まで翻訳の仕事は教育センターの方でしていましたが、教育センターではなくて、池袋小学校に行っていただいて、その間にあったときでも通訳が動けるようになっていて、そういうシステムにしております。ですので、池袋小学校の校長先生から、週に3日来ていただいているので、大変助かっていますというお言葉をいただいております。

三田教育長)

所長、通訳派遣のやりとりの中で、どういったことが問題になっていきますか。例えば、西池袋中学校へそのまま進学しますと、40人程の子供たちが集まってグループを作り、日本語を使わずに自分たちの言語でやりとりしていて、日本語をなかなか覚えられないので指導ができなかったといった事情を耳にしています。保護者との言語的な乖離の問題もありますし、子供同士で適応できないこともあります。小学校の1年生ぐらいから日本に来ている子供は、生活言語に関してはある程度、日本語が分かるようになりますが、小学校高学年程度の年齢で来た場合になかなか言葉が使えない、また文化に馴染めないというような問題があります。やはり、外国人が少数だった時代の状況と、今どんどん外国人が多く来日し、オリンピックも近いということで、色々な生活全体が外国人と共にあり、多様性について考えていかなければと対応できないという状況は異なると思います。そういう中で、この言葉の問題、池袋小学校だけではなくて、1校に10人以上外国人がいるという状況にこれまでの施策だけで十分対応できるのか、ということを感じています。特に池袋小学校が顕在的にそういった問題が噴出しているのです、その辺を小中あわせて、どうしていくべきか、課長の中で考え方があれば、この中で出してもらえればと思います。

では、学校施設課長。

学校施設課長)

外国人ということではないですが、池袋小学校の場合、周りの学校が改築されているという問題もあるかと思っています。例えばトイレ改修につきましては、本来、池袋小学校では、平成29年度、30年度、2カ年かけて改修する予定でしたが、例えばそれを来年度1年間でやってしまうとか、そのような配慮も進めながら考えていきたいと思っております。

三田教育長)

それは、非常に大事な小規模校支援です。大きな学校に一生懸命対応しているけれど、小規模校から見ていると何も教育委員会やっていないのではないかと思います。やはりそれは事実だと思いますので、今のような配慮をして、地域にアピールしていくことは大事だと思います。

他にどうですか。

それでは、学務課長。

学務課長)

はい。先程、教育長からも少しお話がありましたが、今、タブレット端末に入っている

アプリで、アプリを立ち上げて呼び出すと通訳者が出てきて、対応してくれるというシステムがございます。これを池袋小学校は2月から入れていますし、4月からは豊成小学校と西池袋中学校に入れるということで予算を確保いたしました。あくまで、教育センターのやっている通訳の補完的なものですが、池袋小学校で秋に試行で実施をした時に先生方がおっしゃるには、ほんのちょっとしたことを伝えたいけれども、なかなか伝わらず、時間を取られたり、相互に分からないまましていると、どうしても人間関係も上手く作れないので、そこがスムーズにいくと非常にお互いにとって楽になるということでした。段々とそういうことが積み重なっていけば、外国籍の方で少し文化が違うということがあっても学校と一緒に協力してやっていただけるようになってくると思います。土地柄、豊島区は外国籍のお子さんが多いので、新しいツールを使って学校と児童生徒と保護者のサポートをしていければと思っております。

三田教育長)

ありがとうございます。

これについては新規拡充事業で予算として提出しております、池袋小学校でも先行導入しておりますので、検証を入れた結果、どういったメリットが出てきたのか、変化が出てきたか、また教育委員会に報告していただきながら、先程申し上げたようなトータルマネジメントで、支援して行きたいと思っております。指導課長、どうですか。

指導課長)

はい。指導課といたしましては、まず、二つに分けたいと思っております。まず、児童生徒の日本語の習得についてですが、学校において、日本語を中心に指導するとともに、人間関係の中で日本語を使った会話というのが増えてきている中で、児童生徒の日本語の習得というのは、十分伸びていくと考えております。

しかし、家庭に帰りますと、やはり母国語を使った会話が中心となってしまいますので、せっかく上がってきた日本語の習得がまた母国語に戻ってきてしまうあたりが大きな課題かと考えております。

その点を踏まえまして、次は保護者に対してですが、やはり保護者に対しても外国籍の方々はどう日本語を習得するかという内容について考えていかなければいけないと思っております。先程、学務課長の方からありましたように、タブレットを使った形で日本語での習得を、やはり子供たちだけではなく、日本に住んでいるの方々に対して、指導課のみならず考えていかなければいけないところではないかと考えております。

三田教育長)

かつて、池袋小学校が池袋第五小学校だった時代は、人権尊重校でずっとやってきた学校です。私も人権尊重推進校にいたことがありますが、本校に視察に来て、大変感動したことがありました。当時は総合的な学習がありませんでしたが、生活科の中で中国の遊びと、日本の遊びを遊び比べてお互いの文化を理解するということをしていました。子供たちも先生も、一生懸命人権尊重の立場からそういったことをプログラム化して、活動に取

り入れていました。中国から日本に移ってこられた方々に関して、PTA会長を中心にガイド役になって、もっと日本人の保護者の方とお互いに理解し合うような場とを作る必要があるかと思えます。閉鎖的な空間を作って、なかなか上手くいかないということだけ強調されていくと、本当の意味で国際理解教育になっていかないでしょうし、人権教育につながっていかないのではないかと思えます。教師集団というか、学校全体がシステム化しながら、異文化を理解し合い、特色を出していく必要があるかと思えます。

どうぞ、統括指導主事。

統括指導主事)

池袋小学校は平成28年度、29年度、豊島区の教育委員会の研究推進校になっております。今、教育長からお話がありました通り、総合的な学習、生活科におきまして、国際理解教育をメインのテーマとしまして、研究に取り組んでおります。

やはり、子供たちに対する教育、国際理解ということを中心に考えております。例えば1年生の生活科では、ブラジル、中国、ミャンマーの3カ国の保護者の方から直接遊びを教えてもらい、子供たちが一緒に楽しむといった企画もございました。大変象徴的だったことは、日頃おとなしい子が、自分の母親が来て、自分の国の遊びをみんなで楽しむということ、非常にうれしそうにやっていたということです。そのようなところに先生方も大変感銘を受け、そういった教育を大事にしています。

また、総合的な学習では、「豊島ふるさと学習プログラム」の中で地域の人々の思いや願いを学んでおります。その中でも日本人の心、地域の人々の思いを、外国籍の子供も受けとめて、一生懸命英語で自分の学んだこと、感じたことをワークシートに書いています。先生方の指導により、子供たちが日本の心、豊島区、池袋地域の人々の心、思いというものを確実に学んでくれていると思っております。

象徴的だったのは、運動会のお弁当を食べる際に、お酒を飲んでいた外国の方がいたそうです。学校としては、保護者向けに日本語で通知を出していたのにも関わらず、読まれていなかったために、そうなってしまったそうです。これを改善するために、先程センター所長からもお話がありましたが、通知を外国語に訳し、そういったことはなくなったと言います。一つ一つ改善していくことも一方で必要であるということを感じているところでございます。

以上です。

三田教育長)

様々な努力をされているかと思えますが、なかなか外部に伝わらないという課題が一つあると思えます。学校が努力したにもかかわらず、排除の論理に聞こえてくるような声がたくさん入ってきますし、どういった方法で支援しているのか、発信していく必要があると思えます。アパルトヘイトではありませんが、排外主義的な生き方は、国際アートカルチャー都市構想を掲げてやっている国際都市の豊島区にはあってはいけないことだと思います。多様性の文化を受け入れて、きちんと仲良くやっていくということ、接点をどう作

るかということについて、真剣に学校教育の中で応えていかななくてはいけないということです。

家庭の問題や、その国の文化など様々な事情はあるかと思いますが、共同で生活している学校という場所で、どうやって理解して、咀嚼していくかということは非常に重要な課題だと思います。今日はこの程度にしておきますが、これはトータルマネジメントだと思います。教育委員会全体を挙げて、共同でそういった困難を抱えている学校に対して、応援していくと同時に正しい情報を発信して、誤解や批判だけするような流れに対して教育委員会が応えていかなければいけないと思います。

その他、この隣接校のことに関連してありますでしょうか。よろしいですか。

(委員全員異議なし 報告事項12号了承)

三田教育長)

この件はこれで終わりにしたいと思います。

それでは、先へ参ります。

(3) 報告第5号 区立小・中学校、幼稚園におけるインフルエンザの流行状況について

三田教育長)

報告第5号、区立小・中学校、幼稚園におけるインフルエンザの流行状況についてお願いします。

<学務課長 資料説明>

三田教育長)

ありがとうございました。

この報告について、ご意見ございますか。

それでは藤原委員。

藤原委員)

この前に研究発表会があった学校や、I S Sの学校の各教室には加湿器があったのを見ましたが、全部の教室にあるのでしょうか。

三田教育長)

はい、学校施設課長。

学校施設課長)

連携校の場合は、規模が大きいですので、加湿器を付けなければいけないという決まりがあり、付けています。それ以外の学校については、ついていないという状況でございます。

藤原委員)

大変な作業なので、小さいところは別になっているのですか。

学務課長)

全部は確認していませんが、学校によっては加湿器を買って対応しているところもあります。新しいところは全部、空調に加湿の機能がありますので、そのように整備しているということです。

三田教育長)

はい、教育部長。

教育部長)

学校施設課長が答弁した通りで、事務所の設置する場合には、平米数で基準があり、加湿器を設置しなければいけません。ですから、池袋本町の連携校は、一体の建物で非常に規模が大きいので、義務づけられて付けています。単体の学校については付けていない状況がありますので、今後は改築については、規模の大小にかかわらず、できるだけ付けるように設置していきたいと考えています。

三田教育長)

例えば池袋小学校や朝日小学校は、どの学級に行っても、加湿器があるというアピールができますので、是非そういった配慮もしていかなければいけないと思います。

私から二つ伺いたいのですが、一つは歯と口腔の衛生に関する取り組みで、学校歯科医さんが非常に頑張っていたいて、全く学校閉鎖していない学校もあると思います。色々な配慮をしていると思いますので、学校がどういう結果で、どういう取り組みをしているのか、差し障りなければ、校名を出していただきたいと思います。

もう一つ、中学校で6人の教員が休んでしまった時の対応について。学校からの通知もなく、教育委員会に対して対策も上がってきていないと聞いて、私も指摘し、どうなっているのか聞きました。やはり、そういう受け答えが学務課だけのやりとりになっていて、ある意味で臨戦態勢になっています。これが例えば鳥インフルエンザだったら、こんな流暢なことをやっていたら、とんでもない話になってしまいます。

日頃、そういった危機に対して、正常に教育活動ができないような状況が発生しているにも関わらず、教育委員会の対応がのんびりしていたり、学校の対応が適切ではなかったら、責められるわけです。子供の命を預かる、健康を預かるという点で、責任問題だと私は感じていますが、どのように受けとめているのか、学務課長と指導課長から伺いたいです。

どうぞ、学務課長。

学務課長)

まず、学級閉鎖になっていない学校ですけれども、小学校で巣鴨小学校、朋有小学校、池袋第一小学校、池袋第三小学校、南池袋小学校、椎名町小学校、富士見台小学校です。中学校は、西巣鴨中学校と千登世橋中学校です。

それから、基本的に学務課に上がってくるのは、学級閉鎖や、児童生徒が罹患したという情報になりますので、先生については、指導課になるかと思います。そういう仕事上の区分けはありますが、やはり学校で全体として、こういった時期は必ず流行しますので、もう少し対策を十分にさせていただくようにアナウンスしていきたいと思います。

三田教育長)

結局先生が無理をして検査を受けず、症状が良くなったからと学校へ来たところ、実際

にはインフルエンザで、あっという間に広まってしまうということがあります。濃密接触の時間帯が多ければ多い程、感染率は高くなるので、うがい手洗いなどの一般的なことを言っても、完全には遮断できないという問題があると思います。ですから、子供のインフルエンザ対応で集計するということについて、教員については、違った意味で非常に責任があります。インフルエンザにかからないように予防接種等を受け、今回のように予防接種を受けていても感染するというケースもありますので、やはり大勢の人の前に立つ人は、そういう感覚で仕事に向かわないといけないと思います。

今後の課題として、先生のことも含めて集計を取るとか、きちんと学校と密に連絡をとってやっていくということが必要かと思います。

指導課長)

ご指摘の件でございますが、実は金曜日にも事務職を含めた6人が欠勤であったということが判明し、指導課としてもとても遺憾に思っております。金曜日でしたので、土日休養すれば復帰するのではないかという安易な発想でいたため、月曜日、またメンバーを変えて6人の欠席という結果となりました。教育課程上、例えば小学校におきましても、6人ということは12学級中半分が欠席、また中学校に関して、教科によっては成立しない教科も出てくるということから、各学校に対しては素早い報告及び指導課との対応についての指導を管理職の方にしたところでございます。本当に教員が移すということがないように、まずは教員自らの健康管理についても管理職を通して、指導していきたいと思っております。

現在、該当の学校につきましては、本日のお休みでございますが、養護教諭、一般の教科の一人及び事務職、計3人が欠席であると、学校より報告をいただいたところでございます。

三田教育長)

つまり、単に休みの人数の報告を受けるだけではなくて、そういった状況の中で学校をどうするのか、子供に対する学習をきちんと確保できるのかどうか、確保できないのであれば代替措置というところまで対応していただきたいと思っております。生きて働く対策、児童生徒や保護者にも納得してもらえるような、そういった対策を前提として報告を受けなければ、今のように問題が全て後手になってしまうと思っております。例えば以前道徳がきちんと授業されていなくて、きちんとやり直すために春休み返上でやったこともありますし、とりわけ教育課程については厳しいです。やはり保護者からしたら、その休みの分どうやって授業をどこで確保するのかということも注目していますし、学校が責任を問われます。特に教育課程の管理の責任を持っている校長がどういった対策を講じているのかということに、私は非常に興味がありますし、重要なところだと思います。是非ピークの学校数が出ていますので、それぞれの該当する学校に今後どういう対策をとっていくのかということをして是非集約して、教育委員会に報告してもらいたいと思っておりますので、宜しくお願いします。

それでは、樋口委員、どうぞ。

樋口委員)

ご対応ありがとうございます。

今ちょうど中学校は高校入試の時期で、大変だろうと思いつながら、保護者は不安だつたと思います。通知文を家庭に配るということは、基本の「き」だと思つます。是非、教育長がお話のように、インフルエンザで学級閉鎖をすれば、それをどこで代替するかということ点を点検しなければならぬところでありましようし、宜しくお願ひします。

三田教育長)

学務課長よりお話がりましたが、まだ幸いにして学級閉鎖していない学校があると聞いて安心したのですが、それは歯科校医さんが大変頑張っている学校であると思つます。指導も徹底してやってくださっている学校が、やはり良い成果を出していると思つますので、マイナスの情報だけではなく、どういふ対策を講じて良い結果になっているというプラスの情報、困っている学校にも役に立ちます。そういった面でも是非集約していただければありがたいと思つます。

学校歯科医会の方も喜ぶと思つますので、そういった成果も私どもも生かしていきたいと思つます。宜しくお願ひします。

それでは、この件はよろしいでしょうか。菅谷委員、どうぞ。

菅谷委員)

大変良いデータをいただいておりますが、インフルエンザは年によって、流行の傾向が違つます。例えばこの表ですと、昨年度分、今年度分、一昨年分と出ていますが、それを見ると去年より良いと思われまますが、結局、その年にどういふ流行状態だったかということも考慮する必要があると思つます。これは学童だけではなくて全体の流行の数によって変わります。例えば今年はインフルエンザが流行っています。全体的に流行した時に、当然学校の方の子供のインフルエンザも流行するということなので、全体の大人の人も含めたインフルエンザの流行状態とどう関連しているかということを一応少し考えたほうが良いと思つます。

その中で、今の教育長がおっしゃったように、歯と口腔の、生活習慣の中で予防できるという部分が明らかになれば、これは非常に有効な話になります。もともと予防接種という、昔のイメージでは予防接種をしておけば病気にかからないというようなイメージだったのですが、今は全然そうではありません。予防接種をしておくとも病気にかかっても軽くて済むという、そういう考え方になっていますので、インフルエンザにかかってしまうのは、ある程度仕方がないわけです。

今回を見ると、中学校が昨年と比べて非常に人数が多いです。ちょうど今、樋口委員からも言われたように受験の時期ですので、恐らく中学生は相当神経質に気を付けていたにも関わらず、昨年と比べても非常に多いので、それが心配です。そういうように学校の児童のことだけではなくて、全体のインフルエンザの流行との絡みを考えていくと良いと思つます。

以上です。

三田教育長)

ありがとうございます。ご専門の立場から適切なご指導ありがとうございました。

それでは、この件、終わりにしたいと思います。

(委員全員異議なし 報告事項第5号了承)

(4) 協議事項第2号 豊島区立子どもスキップ条例の一部を改正する条例について

三田教育長)

協議事項の第2号子ども課からの提案ですが、豊島区立子どもスキップ条例の一部を改正する条例についてです。今回の区議会の第1回定例会の中でこの条例が上程されております。教育委員会の協議も経ながら、子ども文教委員会で提案されて、議案として協議され、決定されたものを受けて本会議で議決されるというような流れになると思います。今はプロセスの途中でございますが、子ども課長よりこの内容等ご説明いただきます。関連する庶務課からの報告も受けたいと思いますので、宜しく願いいたします。それでは子ども課長。

<子ども課長 資料説明>

三田教育長)

ありがとうございました。

この条例化するに至った背景、理由を簡潔で結構ですので、お知らせいただければありがたいです。

子ども課長)

先程申し上げたように、これまで児童館という施設がございました。地域の児童館機能がなくなってくる中で、子どもスキップが地域の子供の居場所として移行したということがございます。

豊島区につきましては、児童館が全てなくなって、今はスキップしかございませんが、他の23区においては、児童館がまだ残っているところが非常に多い状態でございます。地域の方々からも、子どもスキップが、児童館の機能を果たして欲しいという要望がございました。スキップに移行する間に、体制の問題や機能の問題も色々事情がございまして、スキップの条例の中に、子供の遊びについて入れることができませんでした。

しかしながら、今回教育委員会に移行するにあたり、大変母体がしっかりしたことになります。そして、地域の方々も大変期待をしているところでございます。そういった中で改めて、子どもスキップの条例の一部を変更し、今後の地域とそれから学校の連携の中で子どもスキップが果たす役割を担っていきたいというように考えるために一部改正したということがございます。

三田教育長)

ありがとうございました。

(5) 報告事項第1号 子どもスキップ組織再編に伴う関係規定の整備について

それでは関連する報告事項第1号、報告いただけますか。

＜庶務課長 資料説明＞

三田教育長)

条例と管理運営規則、それから運営方針という大きく3本の基準になる考え方がここで初めて出されたわけでございます。

子どもスキップ第1号ができて20年近くになりますし、池袋本町小学校が完成することによって、小学校の施設内あるいはすぐ隣の敷地という範疇で子どもスキップが設置できました。これにより、区民ひろばと住民サイドの行政との連携、それから学校の放課後対策が小学校ごとに出来るような区全体のシステムが整ってきました。今までは1校ずつ増やしてきたという経過があり、画一的に出来なかったのですが、それが今回全校揃いましたので、目的を明確にすることができます。これが一つポイントでございます。

また、これまでのスキップの経験だけではおさまらない部分、例えば目白小学校や高松小学校では、スキップも学童も大勢いるため子供の入る場所が足りないという困った状態や、二重保育を学童保育がやらなければならないという現状があります。それぞれの学校が抱える課題は多少違いがあるかと思しますので、そういった点は運営協議会の中で学校ごとに協議をして、調整していくという仕組みになっております。

また、この規定について、報告事項第1号スキップ条例の学校管理運営に関する規則第5条(3)「豊島区立子どもスキップの運営及び施設管理に係る協力」となっておりますが、協力ではなく、運営に主体的に参画していきます。協力という言葉ではなく、「施設管理に係る連絡調整」が良いのではないかと思います。

また、4番目の運営方針の策定について、これは非常に大事なところで、はっきりさせておかなければ学校も困ると思います。1番目「学校施設の有効活用(タイムシェアリングの導入)」は良いですが、活用と子供の場の設定や、場を確保する、場の設定をするなどの目的が書いてありません。方法を書いていても、何の為にやるのか、シェアリングを何のためにするのか書かなければ意味がないと思います。子供の過ごす場所が、スペースが少ないので広げて欲しいということ、これが第一義的な目的ですので、場を確保するというのをしっかりと明記したほうが良いのではないかなと思います。

さらに、2番目「緊急時の対応」に例が挙げられていますが、例ではなく、対応のコンセプトを括弧付けで書いて、連絡・安否確認・保護・引き渡しなどと、やらなければいけないことを書いておかないと、規定ですので具体的に書いておかないといけないと思います。以上が私の意見ですが、その辺についてお伺いしたいです。

庶務課長)

説明不足で大変申し訳ございません。

まずは規定ですが、当初、子ども家庭部とプロジェクトチームを作り検討しておりまして、最初は「助言指導」という内容でした。しかし、放課後対策課長は指揮命令権を持っておりまので、重複してしまうという意見があり、指導助言ではなくて協力だろう、連

絡調整という言葉が適切だろうと決定いたしました。教育長のご指摘の通り、協力は当然のことですので、連絡調整に関することということでシンプルにしたほうが分かりやすいかと思います。

また、子どもスキップの運営方針の書き方ですが、大変申し訳ございません。これは抜粋した部分でございまして、次のページの資料が学校における子どもスキップの運営方針、規定、訓令でございます。管理運営規則の次に来る連絡調整についての訓令にも当たるものでございまして、教育長がおっしゃったように、放課後、教育活動に支障がない範囲で、多目的室や体育館などの学校施設を子どもスキップ事業で活用するため、具体的に詳しく書いてございます。この方針に基づいて連絡調整をするということでございます。

三田教育長)

私の考え方は、まず、第5条(3) 学校長の果たす役割について、具体的なことは放課後対策課が行いますが、学校内についてはやはり校長の権限でやらなければいけないので、校長にきちんと権限を与えるという趣旨の内容にしてもらいたいです。協力ということではなく、主体的に、子供の放課後まで含めてどう学校を運営していくのかということを考え、今後の学校経営の方針になっていかなければいけないので、校長の役割をきちんと明記していただきたいです。

また、4番の運営方針の策定のところは、表も裏も一緒にする、つまり、一致した文章にしてもらわないと困ります。これがどちらか引用されて、ひとり歩きすると非常に大変なことになってしまいますので、きちんとお願いしたいです。

それからもう一つの運営方針についての具体的な案ですが、日付と教育委員会と庶務課、指導課と記載がありますが、これは、この案を提案しているという趣旨なのですか。最終的にどこの権限にするのか、例えば教育長決定とするのか、庶務課と指導課の課の規定とするのか、どのような検討をしているのか伺いたいです。

庶務課長)

これはまだ案の段階ですので、今日この場で協議をしていただければと思います。今は案ですので、作成している所管課を示しているだけでございまして、規定に基づく訓令となりますと教育長ということになります。

三田教育長)

分かりました。私の方で先に色々と疑問点を出してしまい申し訳ございません。

委員の方からご意見頂戴したいと思うのですが、いかがでしょうか。

藤原委員)

ありがとうございました。

まず、子どもスキップ条例の一部を改正する条例についてですが、理念と、事業内容がしっかり明記されたことについて、非常に分かりやすく、また内容が理解されて宜しいかと思います。今後のことですが、やはり、これからは連絡調整会議が非常に重要になってくると思います。ですので、学校によっても異なるかもしれませんが、連絡調整会議に参

加する方たちをどのように決定していくのか、やはり校長先生、子どもスキップの職員、学童クラブの担当者を交えて進捗状況をお伝えしていただければと思います。宜しくお願いいたします。

三田教育長)

ありがとうございます。

今後の課題として大事なところだと思います。

他にいかがですか。それでは、北川委員。

北川委員)

新しく子どもスキップが生まれ変わるということで、保護者も期待が大きいことと思います。

1点、私からのお願いといたしましては、その学校の児童ではないスキップに通う子供、例えば私立に通っていて、近隣の学校のスキップに通う方など、逆のパターンもありますけれども、自分の学校の子供たちだけではないのだということを忘れないように対応をお願いできればと思います。宜しくお願いいたします。

三田教育長)

ありがとうございます。

他にいかがですか。それでは、菅谷委員。

菅谷委員)

大変はっきり分かりやすいと思います。賛成ですが、少しまだ先の話になるかもしれませんが、これは当然学校の先生方への負担がより大きくなると考えてよろしいですか。

三田教育長)

はい、庶務課長。

庶務課長)

具体的には、放課後対策課、放課後対策課長が責任を持って、事業を進めてまいります。校長先生はこれまで通りとはいかないまでも、先程の連絡調整会議がありますので、そういったところの負担が増えるということだと思います。

三田教育長)

それでは、藤原委員。

藤原委員)

やはり、これは学校の教員の負担は必ず増えます。例えばこの連絡調整会議の中で、今週はどこの教室があいている、あるいは、図書館は何時から子供たちに開放できるのか、といったことは内部の担当教員でないと分かりません。ですので、校長先生は全体を把握しますが、細かなことを調整するのは教員になってくるわけです。そういった点も加味しながら、この機能が上手く果たせるようになってくれると良いと思っております。必ず負担は増えると思います。

三田教育長)

今後負担が増えていきます。しかし、高野区長から教員の負担をこれ以上増やすなどという指摘もあります。所管課は学校現場に行って、シミュレーションを行った方が良いと思います。調整ということになると、担当者だけではできません。非担当者がいるから調整が必要ですし、連絡というのも相手がいて起こるものですから、そこにかかる時間や、場所や、気遣い、配慮がないとできません。

ただし、これまで第三者にお願いしていたことが内部でできるようになり、負担は生まれますが、相乗効果が逆にあるということと言わないと、負担ばかり押し付けられたと学校は思ってしまう、宜しくないのではないかと考えています。

そのためにも事例校を作って、担当者は学校に行き、校長と具体的にシミュレーションして最終的に固めていかないといけないと思います。机上のプランで全然役に立たなければ困りますので、慎重に学校の目線でやって欲しいです。それが子供にどうプラスになるのかということ、私たちはアナウンスしていかなければいけないと思っていますし、子ども課と庶務課とで準備しておいて、4月をそういう体制で迎えていくということを議会でもアピールしていかなければと思います。

やはり、皆さんは負担がかかることを心配していらっしゃると思います。世の中的には日本の教員が世界で一番過重な仕事をやっているとも言われますし、そういう中でさらに負担をかけるのかという話で、豊島区大丈夫かと思われてしまいますので、プラスの趣旨をつなげていけるように、是非我々もそういうスタンスでいきたいと思っています。宜しくお願いします。

北川委員、どうぞ。

北川委員)

1点質問させていただきたいのですが、「子どもスキップ条例の一部を改正する条例について」という資料表の一番下に、運営協議会を設置するという文面がありますが、現在地域子供懇談会が既にあると思うのですが、それとはまた別のものになるということでしょうか。

三田教育長)

はい、子ども課長。

子ども課長)

その通りでございます。現在は各学校で懇談会を開催しておりますが、これからは一括して大きな規模で年に数回、全体のスキップの流れ、方針などを含めて、協議をする場を設けるということでございます。

三田教育長)

学校単位で作りながら区全体の流れと連携してやると、そういう組織になるわけですか。

子ども課長)

その通りでございます。

三田教育長)

よろしいですか。樋口委員。

樋口委員)

今のお話の補足から入りますと、運営協議会は区全体のもの、各学校においては必要に応じて書いてありますから、この表現から言うと、作らなくても良いことになると思います。子どもスキップ連絡調整会議を作るという、そういう認識でよろしいですか。

三田教育長)

子ども課長。

子ども課長)

現在の地域放課後懇談会につきましては、今後も継続してやっていくということです。この会議は地域の方々、保護者、関連の方々、スタッフの方が入ります。これは、学校の先生も入っていただいていますので継続して行います。その大きなものを区として運営するものを一つということでございます。

先程、庶務課長が申し上げた協議会につきましては、学校とそれからスキップの内部の組織の協議会というように判断してございます。

三田教育長)

はい、庶務課長。

庶務課長)

子どもスキップ連絡調整会議につきましては、必置と考えてございます。校長先生も入ったPTAの中で、常時やるとなると負担が増えるので、必要に応じて連絡調整会議を開催すれば良いのではないかとということで、これは必置ですけれども、定期的に開催するのではなくて、弾力的に必要に応じて開催するという規定でございます。

三田教育長)

樋口委員。

樋口委員)

分かりました。その設置するという文面はどこに書いてあるのですか。

庶務課長)

設置すると書いたほうが分かりやすいかと思います。訂正します。

子どもスキップ連絡調整会議は必置と思っていたのですが、分かりにくいということでありますので、この文言の中にもう少し詳しく、各学校において子どもスキップ連絡調整会議を設置し、必要に応じて開催をするというようなことで訂正させていただきます。

樋口委員)

ありがとうございます。非常によく分かりますので、そうすれば開催の時期は各学校に任せるといえることができると思います。

続けます。今のレジュメ1番の学校施設の有効活用の1行目の図書館という表現は、図書室ではなくて学校図書館に直されたほうがよろしいと思います。

それから、3点目ですが、ここまで文章を整えていただきまして本当にありがとうございます。

います。細やかな調整、大変だったと思いますが、これからも円滑に進むようお願いしたいと思います。前回もお話ししましたが、4年間自分の学校に、業者ではありますけれども、こういう形で導入をしてきてやってきた経験がありますので、スキップの職員が今度は庶務課の職員となりますと、課長や係長が日々の業務を見ることがなかなか難しいと思います。運用上の話で大変申し訳ないのですが、その職員の直属の上司は課長であって、運用上の上司は学校長ということになるのでしょうか。

何を言いたいかという、業績評価をどうやるのか教えていただきたいです。つまり、区の用務主事と同じような形になるのか、そうではないのか教えていただけたらと思います。

子ども課長)

今現在子ども課で22施設の職員を見てございます。現在も各課の課長がその方たちを評価するという事になってございます。組織としては、ルールがございまして、これは変わりなく放課後対策課長が組織の所長を評価するということになります。現在ですが、所長が1名と、それと今7施設に職員が配置されていますので、正規職員の数が非常に少ない状況でございます。100人以上が非常勤職員でございます。現在この非常勤職員につきましても、課長が年に2回の面接と、それから定期的に巡回をしております、それについては変わりなく今後も課長の指導の元ということで変更はございません。

三田教育長)

はい、樋口委員。

樋口委員)

ありがとうございました。

おそらく、校長先生はこういった点を心配されると思います。ですので、そういった事項も明確にお伝えになると、校長としてすべきことが明確に幾つか柱立てができてくると思います。サービスのこともありますし、様々なところを具体的に分かりやすくお伝え願えたら、子供の安全や子供の健全育成というところにきちんとシフトをしていくと思いますのでお願いします。

校長もそうですが、一番大変なのは副校長です。それに用務主事が大変です。色々な場所が広がりますので、その後の掃除の分担を始めとする役割等々、本当に運用上の細かいレベルの話かもしれませんが、少し例を出して差し上げると、学校としては円滑に進むと思いますので、宜しくお願いします。

三田教育長)

今の件で私からも少し意見ですが、例えば人事評価のことは非常に重要なことです。校長が全くそれに関与できないというのは少し疑問があります。ですから、例えば推進するのは課長が良いと思うのですが、やはり校長も意見を述べる欄があり、それも参考にできるというような配慮があれば良いと思います。特に直属の所長を通して、色々連絡したり調整したりしますし、この連携が上手くいかないとなかなか大変かと思えます。今までは

それで良かったと思うのですが、少し考える必要があるのではないかと私は思います。

それからもう1点、これは庶務課にお願いしたいのですが、今の各学校との協議会や全体の協議会と言っても、先生は分かりません。ですので、典型的な例で良いと思いますので、文章と同時に組織図をきちんと、学校ではこういう位置付けになりますよという組織図をきちんと作って、学校の方に提出してもらいたいと思います。

庶務課長)

新たに教育部の中に放課後対策課ができて、そこにスキップがぶら下がってきて、22の子どもスキップの所長さん方の組織図ができます。それを明確に、一般的な事務的な組織図ではなくて、教育長ご指摘のように校長先生が分かりやすい組織図を、その職務の内容も含めて作りたいと思います。

三田教育長)

校内の組織図についても少し明記してもらいたいと思います。

指導課長)

校内におきまして、各学校で毎年校内組織図を作成しております。例えば教務や生活指導等がございますので、その中に子どもスキップとの連携、そして協働については位置付けを作り、その担当を決めることによって、学校とスキップの一体化を図っていきたく思っております。

三田教育長)

要はPTAがどこに関係するのか、学校組織の中で協議会がどういう位置付けになるのか、初めてのことで、きちんと学校は知っていなければならないと思います。4月からどういう任務分担で誰がどういう役割を果たしていくのか、調整連絡に当たるのは誰なのか、具体的な動きが始まるので、そのサンプルをきちんと所管課で作っていただいて、調整会議でやってもらいたいです。

その中で、人事の取り扱いについてもきちんと事務方でやってもらいたいと思います。校長先生に全く負担のないように遠慮する必要はありません。必要な人事の監督権限は校長にあり、所管課は放課後対策課になりますが、だからと言って校長が何も言えないのは問題だと思いますので、調整してきちんと人事と納得できるような形で整合性を持ってやってもらいたいと思います。

それから、先程樋口委員からも指摘がありましたが、図書館は学校図書館という言葉が正確で、図書室という言葉はありません。全国的にはそういう言い方です。豊島区では学校図書館、さらに学習情報センター機能を設けているところはそう呼びますので、教育委員会は共通語を使ってもらいたいと思います。宜しくお願いします。

教育部長)

今教育長がおっしゃった、組織図というか仕事の流れで方針を今回は出して、次に全て流れ図にして、どう運営していくのか図で表していきたいと思います。

それと、私からも1点あります。今回、教育委員会の所管で放課後対策をやります。直

営でやるというのは全国でおそらく初めての事例だと思います。今まで、豊島区は子ども課が、10何年以上に渡って放課後対策を学校の施設を使ってやっています。これに対しては導入当初教育委員会と学校と地域の方でも色々と話がありました。今回様々な事情で、スキップの利用者増が一番大きな理由ですが、施設の利用を直営で行っていきます。低廉な金額で実施するのは全国でも初めてのケースですので、是非平成29年度成功していきたくて考えております。

今まで学校施設を利用するに当たって、色々学校間との話があったということは地域でも覚えている部分があります。したがって、保護者の意向とその地域の意向が、齟齬がある部分はありますので、そういった部分を全部払拭して、子供たちのためにできるだけ教育委員会として実施していきたくてと思います。学校から放課後まで、また特別支援の子供たちも含めて、教育委員会が責任持って見守る体制を作っていきたくてというのが一番大きな目的でございますので、教育委員会として頑張っていきたいというように考えてございます。

三田教育長)

ありがとうございました。この点よろしいですか。

菅谷委員、どうぞ。

菅谷委員)

先程、先生への負担について伺いましたが、それについて教育長が十分に説明をしてくださったので安心しました。せっかく良い制度ができるので、学校の先生に十分理解していただいて、押し付けられたと感じられないようによく説明をしていただく、そういう配慮が必要だと思います。それは皆さんのご意見と全く同じですので、宜しくお願ひしたいと思ひます

三田教育長)

今日の議論は補強の意見を含めて、この原案を概ね了解するということですので、あとは各々修正していただいて、議会への報告と段取りをお願ひしたいと思ひます。

それから、条例の中で改行段落があるところとないところがありますので、修正を宜しくお願ひしたいと思ひます。

それでは、これについては終わりにしたいと思ひます。ありがとうございました。

(委員全員異議なし 協議事項第2号了承)

(委員全員異議なし 報告事項第1号了承)

(6) 報告事項第7号 平成28年度 豊島区教育委員会児童・生徒等表彰審査結果について

三田教育長)

報告事項第7号平成28年度豊島区教育委員会児童・生徒等表彰審査結果について、指導課長お願ひします。

<指導課長 資料説明>

三田教育長)

ありがとうございました。

全体でご意見ございますか。よろしいですか。

それでは、以上のように後日表彰式を3月7日にセンタースクエアで行いますので、委員は宜しく申し上げます。

(委員全員異議なし 報告事項第7号了承)

(7) 報告事項第2号 平成28年度教育委員会後援名義使用の承認状況について(第3四半期分)

三田教育長)

次に報告事項第2号平成28年度教育委員会後援名義使用の承認状況について、庶務課申し上げます。

<庶務課長 資料説明>

三田教育長)

ありがとうございました。

報告が終わりましたが、ご意見ございますか。

いつも私は結果報告書の未提出が非常に気になりますので、要綱の中に、未提出の場合は、次回から承認をしない場合があるという1項を入れておいていただきたいと思います。

庶務課長)

はい。要綱の改正を検討させていただきます。

三田教育長)

それでは、この件は終わりにしたいと思います。

(委員全員異議なし 報告事項第2号了承)

(8) 報告事項第3号 としま教育タウンミーティングの開催について

三田教育長)

続きまして、報告事項第3号としま教育タウンミーティングの開催、庶務課長より申し上げます。

<庶務課長 資料説明>

三田教育長)

ありがとうございました。

報告は終わりましたが、ご意見ありますか。

菅谷委員)

今配られた資料には二つの学校が書いてありますが、これは各学校で行うのですか。

庶務課長)

これは、私から各PTAの会長に、是非としま教育ミーティングをやらせて欲しいと依頼しまして、希望のあったPTA会長の学校で行われるものでございます。

三田教育長)

学校数は関係ないのですか。年間概ね2校ですか。

庶務課長)

これまでは1回も実施できておりませんでした。今年は2校ということで、教育部庶務課としては、少なくとも毎年1校は実施していきたいと考えてございます。

三田教育長)

テーマは子どもスキップということです。遊びが中心の子どもスキップですが、保護者のニーズとしては、今後多様な学習の補充や、読書好きな子供には読書をさせて欲しいといった要望が出てくるかと思えます。今後、運営協議会の中でそうした要望をとり込んでいくという方向性を持ち、保護者の声にしっかり耳を傾けてやっていきたいということで、今回取り上げることとなりました。結果について教育委員会で報告していただいて、充実した移行ができるように、またこのタウンミーティングが文字どおり保護者の声を聞く教育委員会という方向へ進むことを心からお願いをして、この件を終わりにしたいと思えます。

(委員全員異議なし 報告事項第3号了承)

(9) 報告事項第4号 「ランドセルは海を越えて」キャンペーンの実施について

三田教育長)

続きまして、報告事項の第4号「ランドセルは海を越えて」キャンペーンの実施について庶務課長お願いします。

<庶務課長 資料説明>

三田教育長)

ありがとうございました。

この件についてご質問、ご意見等ございますか。よろしいですか。

それでは、了解ということで宜しくをお願いします。

また、これについても、結果につきましては、是非報告をお願いしたいと思います。

(委員全員異議なし 報告事項第4号了承)

(10) 報告事項第6号 第8回中学生「東京駅伝」大会の結果について

三田教育長)

続きまして、報告事項第6号、第8回中学生「東京駅伝」大会の結果について、指導課長お願いします。

<指導課長 資料説明>

三田教育長)

ありがとうございました。

今報告がありました、まずは教育委員全員で応援ができたということは大変嬉しく思いますし、子供たちや保護者に対しても、教育委員会が熱心にかうやって応援しているとアピールできたと思います。課題については、現地でも色々とお出されておりましたので、改善策を次回に向けて練っていただくということで、この報告を受けたいと思えます。

員から感想や意見がありましたらどうぞお願いいたします。

北川委員)

とても寒い季節ですが、本当に子供たちは一生懸命頑張って走っていました。襷が最後までつなげて良かったと思っております。また、応援旗の準備等もありがとうございました。

私は今現在中学校のPTA联合会の方にも所属しておりますので、P連ではどのように応援をしているのかということをおの場を借りて簡単にお伝えさせていただきます。

まず、PTA会長にも予定がつく限りは応援に参加していただきたいと必ず呼びかけておりまして、また保護者の方にも呼びかけております。毎年駒込中学校からは陸上部の生徒が応援に来てくださっておりますし、また選手登録してある子供たちには区立、私立分け隔てなく、参加賞といたしまして会場で売っているキーホルダーを、PTA联合会の方で購入いたしましてお配りしております。

私たちが応援するとき心がけていることは、ただ単に「豊島区頑張れ」という応援の声をかけるのではなくて、必ず子供たちの名前を沿道で呼んであげることです。そうすると、やはり自分を分かって応援してくれているということが伝わり嬉しいと思ひまして、毎回、指導課には振り仮名つきの名簿を用意していただくようお願いしております。

女子は午前の部が終わった後、もう応援に回れますから、そこで沿道に出たり、スタンドの前の席の方に行って、声を大きく出して応援してもらいたいと思ひています。走り終わった後、力を出し切ったのか席に座っているということも多いので、子供たちには一緒にトレーニングを積んできた仲間への応援の声というものをもっと掛けてもらいたいと、毎年参加して思っているところです。

ですので、当日スタジアムに行って雰囲気が分かるよりも、昨年度の様子を選手たちが練習のときに動画で見る機会があれば良いと思ひています。今の練習方法は、どのような様子なのか教えていただきたいと思ひています。

また、今日ちょうど夜にPTA会長会がございますので、そのときに、来年度どうひ応援グッズを準備したら良いのか、または準備してもらえるのかということが分かれば、また今日の会議で会長方と色々相談できるのではないかと思ひています。例えばメガホンという案も出ていましたが、応援グッズの状況を具体的に教えていただけることがありましたら、お願いしたいと思ひます。

三田教育長)

ありがとうございました。

菅谷委員、どうぞ。

菅谷委員)

とにかく毎年選手が非常に頑張っていることは、確かなことです。ただ、他の地域もみんな頑張っているひので、なかなか思ったように結果は出ませんが。私は選手の名前と、今

年度の豊島区の中学校陸上大会の入賞者の名前のプリントを持って行って見たところ、上位の人を集めていて、豊島区の中でも非常に良いタイムの人たちを連れていっているということが分かりました。他にはプロレベルの人もいるので、思ったようにいきませんでした。とにかく非常に頑張ってください。

それから、今北川委員がおっしゃったように、なかなか応援の声が届かないということがありました。メガホンなどのグッズを用意するというのも良いアイデアだと思って、平本校長に提案したところ乗り気になっていただいたので、来年度以降もそうしていくと良いと思っています。本当に、どうもありがとうございました。

三田教育長)

他にどうでしょうか。

それでは、樋口委員。

樋口委員)

お疲れさまでございました。私たちが知らないところで様々な準備をしてくださっているということをお話も含めて、今日感じました。ありがとうございます。私もやはり応援は一体感が大事だと思います。練習方法がわからないので一体感がどのように生まれているのか分からないのですが、男子、女子が午前、午後の交代で、わざわざ他の子が応援に参加するのはなかなか難しいです。ですから、意欲のある子は是非応援に来ていただき、選手がお互いに応援する気持ちをさらに高められれば良いと思います。

私たちの後ろがちょうど学習院の生徒で、大変良く応援していました。はじめ頑張り過ぎたので、後半は私も疲れましたが、一緒になって応援してくれた学習院の生徒の皆さんには本当に心から感謝をしているところです。ああいう気持ちが大事だと思います。

また、壮行会が非常に大事だと私は認識しております。そこで、壮行会の時に都合の合う私ども委員も参加させていただいて、子供たちを応援したいと思いました。

以上です。

三田教育長)

結団式は行っていますが、トータルな演出構成が出来ていないという反省は会場でも出ていましたので、是非来年度に生かしてもらいたいし、北川委員から出たような、保護者の思いを先生や子供たちにどうやって伝えるかというシステムをきちんとしていけば、その呼応反応や自主性に基づいて出てくると思うので、是非期待したいと思います。

藤原委員、それでは、最後宜しくお願いします。

藤原委員)

ありがとうございました。

成績で見れば、子供たちの人数が多い区はやはり強いですね。でもそういうことではなくて、やはり豊島区、オール豊島で頑張った生徒たちの努力は素晴らしかったと、私は思って感激しました。

また、樋口委員からもお話がありましたが、私の後ろに座っていた生徒たちは豊島区の

ユニフォームが見えてくると、「あそのコーナーを回ったのは豊島区だ。声を一緒にか
けよう」と言って、声かけをしてくれました。やはり、ああいう気持ちが大
事だと思います。今後は壮行会なども充実させて、壮行会に親も子供も
みんなで集まって頑張れという気持ちを示したり、あるいはその応援グ
ッズをそろえてみんなでやるといった一体感を持って、是非参加したい
と思います。宜しくお願いいたします。

三田教育長)

ありがとうございました。

ちなみに、東京都教育庁の中井教育長が各地区回ってきましたので、私
から「豊島区はオール豊島で私立、公立一緒のチームを作って、参加して
います。各学校一人は最低代表を出しているということで、優勝至上主義
ではないですが、そういう最高の気持ちと最高のスタッフで参加していま
す」と話をしたところ、「それこそ大会の趣旨だ、豊島区の出組はすばら
しい」というお褒めの言葉をいただきました。

この件終わりにしてよろしいですか。ありがとうございました。

(委員全員異議なし 報告事項第6号了承)

(11) 報告事項第8号 平成29年度豊島区予算重点事業

三田教育長)

続きまして、報告事項第8号、平成29年度の豊島区予算重点事業につ
いて、各課からお願いします。

<各課長 資料説明>

三田教育長)

全体について質問ございますか。よろしいですか。

それでは、この件は終わりにしたいと思います。

(委員全員異議なし 報告事項第8号了承)

(12) 報告事項第9号 三田一則教育長の執務報告(平成29年1月26日～平成29年2月15日)

三田教育長)

続きまして、報告事項第9号ということで、私の執務報告、お手元にあ
ろうかと思いません。

<教育長 資料説明>

特に質問よろしいですか。

(委員全員異議なし 報告事項第9号了承)

(13) 報告事項第10号 臨時職員の任免について(学校事務補助職員)

(14) 報告事項第11号 臨時職員の任免について(学校開放管理員)

次に参りたいと思います。人事案件になりますが、報告事項第10号、
11号臨時職員の任免についてお願いいたします。

<庶務課長 資料説明>

人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 報告事項第10号、11号了承)

三田教育長)

それでは、本日より予定されている案件は終わりました。本日は、長時間どうもありがとうございました。

(午前11時51分 閉会)